

物品の製造の請負又は物品の買入れに係る競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準及び物品購入等競争入札参加資格審査申請書の提出期間（平成 10 年岩手県告示第 1114 号）の一部を次のように改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前	改正後																																		
<p>2 物品購入等競争入札参加資格審査申請書の提出期間等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 提出書類 ア～エ [略] オ <u>商業登記簿の謄本</u>（個人にあつては、営業証明書） カ～コ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 提出場所及び方法 別表の左欄に掲げる<u>営業所又は事務所</u>の所在地の区分に応じ、同表の右欄に掲げる提出場所に提出すること。ただし、県内に<u>営業所又は事務所</u>を有しない者にあつては、岩手県出納局総務課又は各地方振興局企画総務部に提出すること。</p> <p>(5) [略]</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">営業所又は事務所の所在地</th> <th style="text-align: center;">提出場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>花巻市</td><td>花巻地方振興局企画総務部</td></tr> <tr><td>北上市 和賀郡</td><td>北上地方振興局企画総務部</td></tr> <tr><td>奥州市 胆沢郡</td><td>水沢地方振興局企画総務部</td></tr> <tr><td>一関市のうち平成 17 年 9 月 19 日における一関市及び西磐井郡の区域 西磐井郡</td><td>一関地方振興局企画総務部</td></tr> <tr><td>一関市のうち平成 17 年 9 月 19 日における東磐井郡の区域 東磐井郡</td><td>千厩地方振興局企画総務部</td></tr> <tr><td>大船渡市 陸前高田市 気仙郡</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>遠野市</td><td>遠野地方振興局企画総務部</td></tr> <tr><td>釜石市 上閉伊郡</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考 県内に<u>営業所又は事務所</u>を 2 以上有する場合は、次によること。</p> <p>(1) 県内に主たる<u>営業所又は事務所</u>を有する申請者にあつては、主たる<u>営業所又は事務所</u>の所在地を所</p>	営業所又は事務所の所在地	提出場所			花巻市	花巻地方振興局企画総務部	北上市 和賀郡	北上地方振興局企画総務部	奥州市 胆沢郡	水沢地方振興局企画総務部	一関市のうち平成 17 年 9 月 19 日における一関市及び西磐井郡の区域 西磐井郡	一関地方振興局企画総務部	一関市のうち平成 17 年 9 月 19 日における東磐井郡の区域 東磐井郡	千厩地方振興局企画総務部	大船渡市 陸前高田市 気仙郡	[略]	遠野市	遠野地方振興局企画総務部	釜石市 上閉伊郡	[略]	[略]		<p>2 物品購入等競争入札参加資格審査申請書の提出期間等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 提出書類 ア～エ [略] オ <u>登記事項証明書</u>（個人にあつては、営業証明書） カ～コ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 提出場所及び方法 別表の左欄に掲げる<u>事務所又は事業所</u>の所在地の区分に応じ、同表の右欄に掲げる提出場所に提出すること。ただし、県内に<u>事務所又は事業所</u>を有しない者にあつては、岩手県出納局総務課、<u>広域振興局総務部</u>又は地方振興局企画総務部に提出すること。</p> <p>(5) [略]</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">営業所又は事務所の所在地</th> <th style="text-align: center;">提出場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡</td><td>県南広域振興局総務部</td></tr> <tr><td>大船渡市 陸前高田市 気仙郡</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>釜石市 上閉伊郡</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 県内に<u>事務所又は事業所</u>を 2 以上有する場合は、次によること。</p> <p>(1) 県内に主たる<u>事務所又は事業所</u>を有する申請者にあつては、主たる<u>事務所又は事業所</u>の所在地を所</p>	営業所又は事務所の所在地	提出場所			花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡	県南広域振興局総務部	大船渡市 陸前高田市 気仙郡	[略]	釜石市 上閉伊郡	[略]	[略]	
営業所又は事務所の所在地	提出場所																																		
花巻市	花巻地方振興局企画総務部																																		
北上市 和賀郡	北上地方振興局企画総務部																																		
奥州市 胆沢郡	水沢地方振興局企画総務部																																		
一関市のうち平成 17 年 9 月 19 日における一関市及び西磐井郡の区域 西磐井郡	一関地方振興局企画総務部																																		
一関市のうち平成 17 年 9 月 19 日における東磐井郡の区域 東磐井郡	千厩地方振興局企画総務部																																		
大船渡市 陸前高田市 気仙郡	[略]																																		
遠野市	遠野地方振興局企画総務部																																		
釜石市 上閉伊郡	[略]																																		
[略]																																			
営業所又は事務所の所在地	提出場所																																		
花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡	県南広域振興局総務部																																		
大船渡市 陸前高田市 気仙郡	[略]																																		
釜石市 上閉伊郡	[略]																																		
[略]																																			

する地方振興局に提出してください。

- (2) 県外に主たる営業所又は事務所を有する申請者にあつては、県内の営業所又は事務所の所在地を所管する地方振興局のうちいずれかに提出してください。

管する広域振興局又は地方振興局に提出してください。

- (2) 県外に主たる事務所又は事業所を有する申請者にあつては、県内の事務所又は事業所の所在地を所管する広域振興局又は地方振興局のうちいずれかに提出してください。

2 提出場所が県南広域振興局総務部の場合にあつては、広域振興局総合支局の地域支援部又は地域支援部県民センターに提出することができるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。